

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 山村 幸穂					
年 月 日	2025年6月5日他				
表題と発行部数	山村さちほです(山村さちほの県議会だより)2025年5月号(64700 枚)				
対象者	奈良市民を中心に県民にひろく届ける				
配布方法	新聞折込(54000 枚)、街頭配布・ポスティング等(10700 枚)				
発行目的	2月定例県議会での委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	・2月定例県議会における委員会質問等でとりあげた県政上の重要課題についての論戦を紹介し、県民の関心を高めるため役立てる。 ・物価高騰から県民の暮らしを守る奈良県独自の対策実施を求める緊急要望書を知事に提案。その内容を知らせた。 ・予算審査特別委員会に入り、県政全般にわたる各部署への質問を行った。中でも香芝市の二上山近くに出現した真新しい「山」が景観、環境を壊している問題で県のきちつとした対応を求めた。 ・被爆80年、核兵器廃絶を求める住民組織、道路や河川などの改良・改修を求める住民運動の方々と県担当課申し入れに立ち合い、要求実現を求めた活動を紹介した。 ・活動の報告、提案内容を広く広報し、さらに意見聴取をおこない、議会質問に活かす。				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	326700 円	64700 枚	31
	新聞折込代	奈良産経企画	166540 円	54000 枚	30
	合計 493240 円(すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料:山村さちほです(山村さちほの県議会だより)2025年5月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



こんにちは
山村さちほ

日本共産党秦良県会議員

山村さちほです

山村さちほの県議会だより

■訪問をお待ちします■ ブログ **山村さちほの県議会だより**
毎日更新、話題いろいろ ご意見もお待ちください



2025年 5月

県議会報告版

秦良県議会日本共産党議員控室
秦良市登大路町30 秦良県議会内

ダイヤルイン tel 0742-27-8956
fax 0742-27-1492

eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

物価高騰のいま、リニア促進ではなく国民の暮らし応援の予算に

お元気ですか

政府が提案した高額療養費の負担上限を引き上げるといふ改革は、「命が守れない」とがん患者団体をはじめ、医療関係者・国民の大きな反対の声が生じ、国会での論戦と結んで、ついに実施を見送らせることになりました。

国民が声を上げれば政治を変えることができます。私たちはいま、市民アンケートや暮らしの要望をお聞きする対話に取り組んでいます。要求実現に皆さんと力を合わせたいと思います。よろしく願います。

秦良県議員
山村さちほ



西村副知事（中央）に要望書を手交する
山村県議（左から2人目）

物価高騰から暮らしを守る対策実施を 県独自の対策求め緊急要望書提出

長引く物価高騰が暮らしと暮らしを支える事業に直撃しています。こうした不安にこたえ、物価高騰から県民の暮らしを守る対策の実施を求めて23日、緊急要望をおこないました。○消費

新年度予算に反対討論 長引く経済不況、物価高騰から 暮らしや営業を守る施策実施を

踏で陥没事故が起こり、振動や騒音など危険性が明らかになった」と指摘、中止を求めました。子どもたちの参加促進（「招待事業」など大阪・関西万博開催の約4億5000万円にも反対を表明しました。山村議員は、物価高から暮らしと営業を守るため細かい対策の拡充▽学校給食の無償化▽大學生への給付型奨学金の創設▽小規模事業者の賃上げ支援事業継続▽保育・介護など福祉労働者の賃金引上げなどを求めました。

2月定例秦良県議会

アンケートに寄せられた要望、願い
県政に届けました

新年度の一般会計予算は、昨年比3.6%増の563.6億5700万円。山下真知事は「今回の予算で公約の9割弱を達成」と言いますが、県民の批判で五條市へのメガソーラー設置計画は中止になり、県南部の広域防災拠点施設と県消防学校の移転整備に資費。韓国・忠清南道との友好協力事業「E-POPイベント」も県民だけににとまらな全国民的批判的意見の噴出のなかで大幅な減額提案になりました。

予算委員会で論戦



予算委員会に山村県議員が委員になり、みなさんから寄せられた要望をもとに質問。とりわけ「秦良市暮らしのアンケート」に寄せられた「暮らしが苦しくなった」との%が訴えるなどの切実な声を紹介し、きめ細かな物価高騰対策、暮らし応援の施策実施を求めました。

また、コメ農家への支援、学校給食への地場産産物を使用、脱炭素戦略では山下知事が推進する「水素社会」ではなく小水力発電や住宅・公共施設の屋根への太陽光発電の利用推進、断熱住宅普及を求めました。

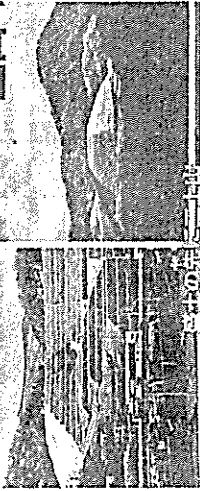
標原文化会館の存続、民俗博物館の学芸員の増員、中小企業の賃上げ支援の強化、防災対策は女性の視点でシエンター平等をすすめる、院内保育所への支援、医療的ケア児の災害時対策、旧厚生保護法にもとづく補償を確実に起こること、教員不足の解消へ。また、会計年度任用職員の処遇改善・雇用を守れと各部署に22点の質問、提案をおこない、「総括質疑」で知事と論戦しました。

【予算委員会での全質疑を「県政資料」2025・3月号と予算審判特別委員会の山村県議員の質問・A4小冊子郵送にまとめています】

二上山の直近に巨大な「盛土の山」出現

景観・環境を守れ
県としての対応求める

古来から大切にされてきた二上山の直近に巨大な盛土による「山」ができていく問題で、周辺の住民から産業廃棄物中間処理業者との関係について県の調査を求める要請が寄せられました。この土地は産業廃棄物の中間処理施設（県）の許可が主権しているものです。△民有地だからと言って許可なく二上山国定公園園内に景観をこわす盛土が許されるのか、△また、中間処理施設従業員から、



二上山北沢川
二上山北沢川
二上山北沢川

「中間処理後の最終処分が必要な廃棄物を運び出していない」と、共産党地区委員会への苦情があつたこと、△また、下流にある河川に生物がいなくなり、心配した住民が水質検査をおこなつたところ

生物化学酸素要求量（BOD）が基準を越えていること等を指摘し、県の対応を求めましたが、県は疑いに足る事実があるかどうかにより立ち入り調査をするかどうかは判断しないと答へ、引き返さず返します。

強権的な取り立てやめよ

昨年盛土から県内の国保料が統一化され、市町村では財産調査や差し押さえ事例が増加しています。

3月10日開かれた厚生委員会でも、ある相談者が事業に失敗して再建の軌道に乗せようとしていた時に、市役所が商店の取引先から情報を聞き出し、「人差がめば差し押さえる」とした事例を紹介。本人の同意なく取引先を調査し、個人情報や取り扱っているのは不適切ではないかと質しました。

県は否々などに返つき適切に処理していると答えるが、山村議員は、国保はいのちや健康にかかわる問題であり強権的な取り立てをやめるよう指導すべきだと主張しました。



委員会論戦

県立病院機構の経営カド、リスト計画

また、県立病院機構の経営不振で職員の手カッターやリスト計画が示され、「一口十割でも減額に頑張ってきたのに、赤字のしわ寄せが職員に及ぶことは納得できない」との声も寄せられていると紹介。「人減らし、合理化では良い結果にならない」と、未払いになっている賃金カッター分などの支払いを求め、対応の改善を求めました。

子ども誰でも保育制度 「実施ありき」ではなく 現場の声をよく聞いて

「産後ケア」は市町村が実施していますが、地域によって施設、助産師がなく、また利用料も格差があり、充分利用できないのが実態です。

少子化対策・女性活躍・スポーツ振興対策特別委員会でも山村議員は、多くの母子が利用できず、利用できないと、県として支援を求めました。

「子ども誰でも保育制度」は2026（令和8）年から実施です。就労し

ていない家庭の0歳〜3歳の子どもを保護する保育所を選んでいくことも希望する時に月10時間くらい利用できるというものの、現場の保育士さんからは0歳〜3歳の子どもをいまだに預かることはとても

難しい、今でも保育士配置基準が少なく、「余裕はない」と不安の声が多く寄せられています。専門家もいる施設が、突然知らない集団や場所につれていかれることは大きなストレスになると懸念しています。

今ある「一時預かり」や子育て支援センターの充実、本来、親の就労にかかわる希望があれば誰でも保育所に預けられる制度にすべきです。十分な議論があるのか、県として現場の声をよく聞いて対応するよう求めました。

少子化対策・女性活躍・スポーツ振興対策特別委員会

*ご意見、感想をお寄せください。TEL 0742(27)8956 奈良県議会日本共産党議員室

☆奈良県原水協と「核兵器禁止条約4周年を祝う会」は和歌あてに、被爆80年にあたり、奈良県として新たな非核平和宣言をするなど核兵器廃絶の取り組みを求める要望書を送りました。



被爆80年、県の新だに核兵器廃絶の取り組みを

願いのあるところ どこへでも 山村さち子のアクトレポート

山村幸恵議員の議会内外での活動を写真で紹介いたします。



地域の河川、道路問題で奈良土木事務所に要望

★富雄地域の「明日の富雄を築く会」の皆さんが奈良土木事務所へ富雄川の治水時の不安、富雄道の駅「ウロコエヤナカマ」開設にともなう道路、歩道（通学路の安全）問題と申し入れをしました。



核兵器禁止条約 日本政府の参加を

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 山村 幸穂					
年 月 日	2025年9月8日他				
表題と発行部数	山村さちほです(山村さちほの県議会だより)2025年8月号(64700 枚)				
対象者	奈良市民を中心に県民にひろく届ける				
配布方法	新聞折込(54000 枚)、街頭配布・ポスティング等(10700 枚)				
発行目的	6月定例県議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	・6月定例県議会で県立医科大学の学費を引き上げることを準備する条例に反対して討論をおこなった。内容を知らせ、医療に携わる学生の育成に県が積極的に取り組むよう呼びかけた。医療介護・福祉の現場を守るための意見書案に賛成し、成立したことを知らせた。 ・公共施設や学校のトイレに、いつでも誰でも利用できる「生理用品」を設置する自治体が増えてきた中で、県内市町村の取り組み状況を調べた結果を示して、かつ県政においても高校や県営施設の女子トイレに常設すべきであると要望した。 ・住民の暮らし、安全安心を守る県政の推進のため、住民要求の聞き取り活動をおこない、その結果にもとづいて対県要望をおこなったことを知らせ、住民運動を激励した。 ・活動の報告、提案内容を広く広報し、さらに意見聴取をおこない、議会質問に活かす。				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	326700 円	64700 枚	74
	新聞折込代	奈良産経企画	166540 円	54000 枚	70
	合計 493240 円(すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料:山村さちほです(山村さちほの県議会だより)2025年8月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



こんにちは
山村さちほ

日本共産党奈良県議員

山村さちほです

山村さちほの県議会だより

■訪問をお待ちしています■ ブログ [山村さちほの部屋](#) へお越しください
毎日更新、話題いろいろ ご意見もお寄せください



2025年 8月

県議会報告版

奈良県議会日本共産党議員控室
奈良市登大路町30奈良県議会内

ダイヤルイン tel 0742-27-8956
fax 0742-27-1492
eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

お元気ですか

県選が騒がれています。どうかご自愛ください。

さて、参議院選挙では、自民、公明と党が過半数割れに追い込まれました。裏金問題に反省なく、国民の苦しみに対策なしの政権への審判が下りました。

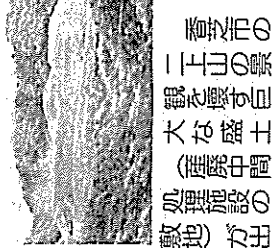
日本共産党は議席を減らし残念な結果ですが、力尽きた公約の実現にまい進するとともに、分断や差別を排し、平和を優先し流れはきっぱり対決して頑張ります。これから、お力添えをよろしくお願いいたします。

奈良県議員

山村さちほ

香芝市・上山の景観問題で住民集会

参議院議員選挙を山下よしきさんが、県議会の論戦を山村幸穂議員が報告



香芝市の
一上山の景
観を壊す巨
大な盛土
(産廃中間
処理施設の
敷地)が出
現している問題で、住民からの訴えで、県議会でも山村議員が、参議院環境委員会でも山下よしき参院議員(当時)がそれぞれ質問。政府の担当者は奈良県が適切に対処すると答弁。その報告を香芝市内で開かれました。

直下の川に流入する排水の水質汚染が心配されており、積み上げられた盛土(石置場)は安全なものなのか、何かが垂れ込めているのか、不安を訴えておられます。県がどのように対応するのか、住民の環境悪化の不安を取り除くためにも、引き継ぎ力をあわせて追究していきたいと思います。

【写真】参議院環境委員会の二上山問題の質疑を報告する山下よしき参院議員(当時) 【写真】県政報告をする山村幸穂議員



反対討論に立つ山村議員

6月議会の提出議案報告21件のうち、「公立大学法人奈良県立医科大学の授業料値上げを認める」条例改正案に反対しました。反対は共産党のみでした。

奈良県にとって医学生・看護学生の教育は財産です。大切に育成しなくてはなりません。

対しました。反対は共産党のみでした。条例改正案は、今でも学費の負担が大きいのを認めるようにするもので、高等教育無償化の世界の流れに逆行するものです。

医療・介護・福祉の職場を守るための意見書 全会一致で採択

医療、介護、福祉の職場を守るための意見書(自民党提案)が、全会一致で採択されました。

医療の高度化や疾病構造の変化、物価・費金の動向等を的確に反映した柔軟で持続可能な財政システムに転換することや、国に求めるものです。

国がすすめる医療費抑制策により、現場の人員確保や施設運営、診療料の縮小など地域の医療、介護、福祉が重大な影響を受けています。国民・県民にとって安心、安全な医療・介護・福祉サービスを提供し、将来にわたり安定して受けられる体制を確保するため、▽診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス報酬等を、物価・費金の上昇に応じて適切に引き上げ、適切な仕組を導く。▽社会保障費の伸びを高齢化による自然増の範囲に抑制するといった「歳出の巨額」対応は、結果として現場の逼迫と医療提供体制の崩壊を招きかねないことから、実質的に撤廃し、

無料 生活相談

どんなことでも
山村さちほ事務所
へお越し下さい

曜日 月、木、金の10時～12時
TEL 0742-23-3010



要求アンケートで対話、 道路・河川問題で奈良土木事務所に申し入れ

写真】

高の原駅前で7月5日
夕刻、山口ひろし市議、
後援会の皆さんといっしょ
に、要望アンケートを呼びか
け、対話しました。【上

巻い中でしたが、高校
生や若いお母さん、高齢
の女性など、たくさんの方
のご意見を聞きまし
た。「やっぱり消費税
減税」という方や、「年
金は少なすぎ」と福祉を
良くするという方も。

奈良市議会がお願いし
た暮らしのアンケート。
寄せられた要望をまとめ
て、土木事務所に申し入
れました。【下写真】

願いのあるところ
どこへでも
山村さち子のプラトボート

山村幸輝議員の議会内外の活動を写真で紹介。



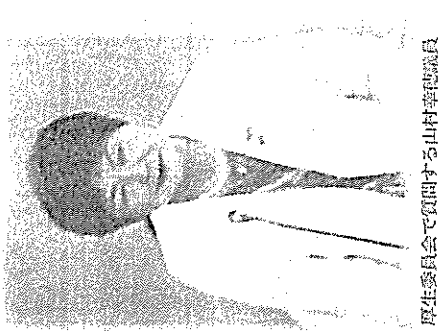
住民の生活・安全を守れ！ 平群町メガソーラー 土砂崩発生で申し入れ

5月24日の大雨で土砂崩が発生。大
量の水と土砂が現場から流れ出ました。
住民と、裁判で工事の差し止めを求めて
いる弁護団が、県に緊急要望。同行しま

した。県には、住民の命や財産を守る責
務があります。余りにも皆さんの対応に
抗議。県が事業者に対して厳しく行政指
導と処分を行うように、強く求めました。

また、地
域医療構想
について、
政府が医療
機関の病床
数を減らす
計画を強引
に進めてい
ます。すで
に奈良県で
も急性期病
床が介護病院などの転換などで減らされ
ています。

今年度の国の予算成立と引き換えに国民
公明、維新の二党が医療費を4兆円削減する
ことで合意。また2027年度から2年間で
11万床の病床を減らす方針とされています。
これでは地域医療が崩壊しかねません。
県として、どう取り組むのか質問。県は病
床削減ありきではなく、医療の質や内容につ
いて地域ごとに協議してきたいと答えてま
した。



厚生委員会で質問する山村幸輝議員

委員会論戦

「努力することや、国に対して意見
発信を行うことも求めました。」

また、不登校児童生徒への支援につ
いて、学校そのものが楽しく学ぶ、ゆ
とりをもつ子どもを育てることから出
来るよう少人数学級を促進する事、フ
リースクール等への支援、保護者の負担軽減
への取り組みを求めました。子どもの不登校
が、介護休業制度の対象となっていることを
周知して子育て世代の離職を防ぎ、安心して
子育てができるよう支援を求めました。

へ壁へつたところを口々に続けたら
口々に余裕を持った医療体制が必要だ。

子ども誰もが保育制度に 現場の声をよく聞き、 国に必要な要望をすべき

子ども誰もが保育制度が来年度から
本格実施されます。現場では、いま
も保育士が不足しているのに、初めて
来るこどもも、安全に預かることがで
きるのか、保護者の相談に丁寧に
来るのか、不安を訴えています。国
の報酬体系も低すぎることも問題です。

「こども誰
でも保育制
度」の実施
に向けて、
県として現
場の保育士
などから課
題を聞き取
り、保護者
の期待に応
えられる制
度となるよ

公共施設、学校のトイレに生理用品の設置を 県内自治体で取り組みが始まっています 県立学校でも設置を！山村議員が要求

学校・公共施設の女子トイレに生理用品設置事業実施状況

公共施設		学校	
設置	内訳・予算	設置	内訳・予算
奈良市	女性専用トイレに設置	小中高等学校65校女子トイレに設置(22年～)	
大和郡山田市	市庁舎内女子トイレ2カ所(OITR)設置	小中学校9校女子トイレに設置	
天理市	*児童館トイレに設置を依頼(市費負担)	*小中学校トイレに設置を依頼(市長寄付)	
佐井市	市庁舎(23年予算195万円)		
香芝市	市内公共施設6施設(195万円)設置	小中学校女子トイレ小3B、中17B(23年予算194万円)	
宇陀市	市内公共施設に設置25～	小(4年生以上)中学校女子トイレ(国庫)に設置	
斑鳩町		小(4年生以上)中学校女子トイレに設置	
安堵町		中学校女子トイレに設置、小学校への設置も検討	
川西町	文化会館にOITR(3台)設置		
玉手町		義務教育学校(小4以上)トイレに設置	
合計	6	7	

県立学校でも、トイレに生理用品の設
置をしてほしいと少子化対策委員会に質
問(前回)。しかし、県教育委員会は保
健室に取りに来るものという回答でも。
「毎回取りに行くのは恥ずかしい、言
い出しにくい」などの生徒の思いに寄り
添って、改善を求めました。
公衆トイレにトイレットペーパーが当
たり前に置かれているように、生理用品
も設置が進むよう取り組んでいきたいと
思います。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 山村 幸穂					
年 月 日	2025年12月3日他				
表題と発行部数	山村さちほです(山村さちほの県議会だより)2025年11月号(64700 枚)				
対象者	奈良市民を中心に県民にひろく届ける				
配布方法	新聞折込(54000 枚)、街頭配布・ポスティング等(10700 枚)				
発行目的	9月定例県議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	・9月定例県議会の決算反対討論、提出条例に関する討論や委員会質問で取り上げた県文化会館の民間委託に反対意見を述べ、大型事業を見直して県民の暮らし応援の物価高騰対策等をすすめるよう提案し、意見を述べたことを紹介。県民の間での議論を呼びかけた。 ・物価高騰対策推進で知事に要望し、議長には奈良県議会で質問機会を拡大するため「文書発言」制度を確立することを求めたこと等を知らせ、県民的議論を呼びかけた。 ・県議会に県議定数を見直すための検討委員会が設置されたことを知らせ、定数削減や選挙区の見直しが俎上に上っていることを知らせた。国勢調査による人口が明らかになるからとして選挙区改変や議員定数の検討をするという名目であるが、選挙区ごとの人口も定数あたりの人口(有権者数)でも適切な配分を維持されていることを示した。 ・活動の報告、提案内容を広く広報し、さらに意見聴取をおこない、議会質問に活かす。				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	326700 円	64700 枚	110
	新聞折込代	奈良産経企画	166650 円	54000 枚	106
	合計 493350 円(すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料:山村さちほです(山村さちほの県議会だより)2025年11月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



こんにちは
山村さちほ

日本共産党奈良県議会議員

山村さちほの県議会だより

■訪問をお待ちしています■ ブログ **山がさちほ山村さちほ** 毎日更新、話題いろいろ ご意見もお寄せください



2025年11月

県議会報告版

奈良県議会日本共産党議員控室
奈良市登大路町30奈良県議会内

ダイヤルイン tel 0742-27-8956
fax 0742-27-1492

eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

物価高騰から県民のくらしを守ることを いま最大の県政課題です

物価高対策求め緊急要望

9月議会に向けて知事へ要望・提言

水道料基本料金無償化など9項目

料金の無償化 ①子育て世帯・低所得世帯への生活支援給付金支給 ②学校給食費無償化 ③介護労働者の賃上げ支援 ④介護・福祉施設に物価高騰対策支援金など9項目を求めました。



県議会定数検討委員会が設置されました

9月県議会では、12人の委員からなる県議会議員の定数及び選挙区検討対策委員会が臨時的に設置されました。一人会派は入れません。議員定数や選挙区割りを見直しとするものです。これまで何度か定数を減らしており、現状の定数43人で一人当たり人口が29643人（2025・9県推計人口）であり、決して多いとは言えません。これ以上、県民の声を反映するための議席を減らすことには反対です。

奈良道地下トンネル計画の中止を県民の暮らしを守る物価高対策として

2024年度奈良県決算に反対討論

福祉（子ども）医療費の現物給付化など県民要求が一部実現されたものの、リニア新幹線建設の見直しや奈良自動車道地下トンネル計画の中止などを求めている。2024年度決算に反対して討論立ちました。



討論に立つ山村幸徳議員

奈良道の奈良市内トンネル区間で行われる大規模地下工事では「騒音・振動」被害などの被害が起きている。地下水位の低下など、平城宮跡の木簡など埋蔵文化財への影響が強く懸念されていると指摘しました。

リニア新幹線建設や奈良自動車道地下トンネル計画の推進を見直して、身近な地域公共交通の充実、▽地場産業や中小企業、商店などの直接支援、▽学校給食の無償化、▽介護・障害者施設への支援、▽子育て・再雇いの推進、▽耐震化の強化などを要求。また、県の会計年度任用職員の3年雇止めをやめよう強調しました。

お元気ですか

国政が大激動。26年続いた自公政権から自民・維新政権に変わりました。消費税減税、企業団体献金禁止は棚上げ、政権合意の中には、憲法の条改憲、スパイ防止法制定、大憲法をすすめるのべており、戦争準備につきすすめる、

平和を守れるのかとても心配です。さらに衆議院比例定数を50も削減と、少数意見や民意を切り捨てるものです。

いまこそ、平和と民主主義、くらしを守る共同を大きく広げてがんばります。

奈良県議会議員

山村さちほ



武器の購入より暮らし・福祉の充実を

国民大運動実行委員会
の「自治体キャラバン」
がスタート。住民の要求
を掲げ、全自治体訪問が
行われます。出発集会・
県への要望書提出で激励
【写真見】
物価高騰対策、防災対
策など切実な要求実現へ
共に頑張ろうと一行を激
励しました。

楽しいところ
どこへでも
山村さち子のフットレポート

山村幸徳議員の議会内外での活動を写真で紹介しています。



大阪府西万博が終わりまし
たが、パビリオンの建築を請
け負った事業者（奈良県内）
に追加工事の代金が支払われ
ていない問題で堀川あきこ衆
院議員と山村幸徳県議が事業
者から訴えを聞き取り。
堀川議員はすぐに国会質問。
さちんと支払いがおこなわれ
るよう求めました。

森万博 建設代金未払い問題で聞き取り



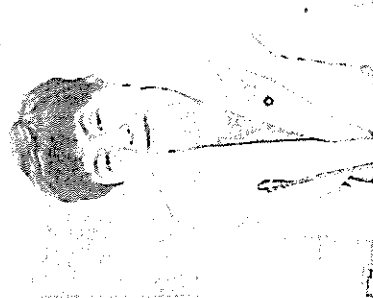
保育士の処遇改善はまっ
たなしです。奈良県保育
運動連絡協議会は新年度
予算編成にむけた要望書
を提出【写真見】
▽保育基準の見直し、
▽保育士の給与アップな
ど、県独自支援拡充を求
めました。

保育士の処遇改善まったなし

総務警察委員会

県防災計画に数値目標を定 めた「備蓄計画」の策定を

県の地域防災計画には災害時に必要な水や
食料、トイレや毛布、紙おむつといった生活
必需品の備蓄計画がありません。県としての
備蓄はわずかで「市町村まかせ」という状
況です。どこにどれだけ何を備蓄するのか、☆



委員会で質問する山村幸徳議員

盛土から流れ出る水の水質検査実施を!

二上山の自然を愛する会の皆さんが県に要望
二上山の環境をうつろと運動されて
いる住民の皆さんが、産業廃棄物中間
処理施設と敷地内の大きな盛土の下流
となる河川水を自主的に水質検査を行っ
ていますが、生物が減少したり水質に
異変も見られ、県として調査の実施を
求めています。香芝市議会、県議会、
国会でも質問する中でようやく県が調
査を実施。その結果は「異常がなかつ
た」とのことですが、一回限りの調査
では異変がわからない。継続した調
査を求めて要望したものです。

奈良県議会でも「文書質問」制度導入を 県議会でも「文書質問」制度導入を

県議会では、定例会（4回／年）ごとに
質問ができる「代表質問」は議員が3人以
上の会派（代表会派）にしか認められ
ていません。「一般質問」は議員に1年間
に一回しか行われます。

質問の機会をなく議員の文書で
の質問（「文書質問」）は議場での
質問と同様に、知事等に質問をし
て、文書による回答。そして議事
録に掲載される。を奈良県議会でも
認めると求めました。質問機
会がなかつた、質問の時間制限
のため「準備した質問が出来なかつ



奈良県議会でも「文書質問」制度を、と
田中議員に求める山村幸徳議員（右）

また、「文書質問」は全国の市町村議会
にもなかつた、県内では奈良市、桜
井市、香芝市、広陵町、上牧町、河内町が
すでに実施しています。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 山村 幸徳					
年 月 日	2026年2月6日他				
表題と発行部数	山村さちほです(山村さちほの県議会だより) 2026年1月号(64700 枚)				
対象者	奈良市民を中心に県民にひろく届ける				
配布方法	新聞折込(54000 枚)、街頭配布・ポスティング等(10700 枚)				
発行目的	奈良県一般会計当初予算案への提案、12月議会の本会議、委員会での質問、県民とともにおこなった要望活動などを知らせ、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	・2026年度の奈良県当初予算案が発表された。奈良県が「公」を守り、物価高騰対策や暮らし・福祉・子育て応援の事業を展開するよう提案し、求めたことを知らせ、議論を呼びかけた。 ・12月議会の一般質問(1回/年)で取り上げた問題を知らせた。 ・5万人もの「存続を求める」署名が県に届いている橿原文化会館の存続など、予算案、条例提案に対して反対討論をおこない、その内容を知らせ、議論を呼びかけた。 保育士の処遇改善など保育運動団体、福祉医療制度の拡充を求める団体の交渉や学習会に参加、医療の危機に直面する病院等を訪問し懇談したことを知らせた。 ・活動の報告、提案内容を広く広報し、さらに意見聴取をおこない、議会質問に活かす。				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	326700 円	64700 枚	134
	新聞折込代	奈良産経企画	166540 円	54000 枚	129
	合計 493240 円(すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料: 山村さちほです(山村さちほの県議会だより) 2026年1月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



こんにちは
山村さちほ

日本共産党奈良県会議員

2026年1月

県議会報告版

奈良県議会日本共産党議員控室
奈良市登大路町30奈良県議会内

ダイヤル tel 0742-27-8956
fax 0742-27-1492
eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

山村さちほの県議会だより



■訪問をお待ちしています■ フォーク 日かばらばらにほくらび
毎日更新 読みたいいろいろ ご意見もお寄せください

暮らし、福祉・子育てで応援の2026年度予算編成を



お元気ですか

新年おめでとございます
新年早々、アメリカのトランプ大統領がベネズエラに大規模軍事攻撃、マドゥロ大統領を拘束。国際法にも国連憲章にも反する暴挙は、許せま

せん。強く抗議します。
憲法を生かした平和の外交をもとめ、暮らし、福祉・教育を優先する政治への転換をめざして、今年も頑張ります。

切実な要求、知事に届ける

12月16日、山下真知事に来年度予算では「県民の暮らし・子育てを応援し、地域産業や農林漁業者への支援、教育と医療、介護、福祉の充実を」と申し入れました。

鎌野祥一（奈良書記長（奈良県代））、山村幸穂県議、大田敦元県議が333項目の要望書を知事に渡し懇談しました。

＊ ＊

要望書では、物価高騰対策として▽消費税率減税や年金支給額引き上げなどを国へ要請▽水道料金基本料の引き下げ▽低所得者層への食料支援などを雇用支援として▽中小企業の賃上げ助成の拡充▽最低賃金1500円への引き上げと中小企業の賃上げ支援の助成拡充▽会計年度任用職員のうち雇止めをやめ、処遇を抜本的に改善すること▽外国人労働者の実態調査など社会保障の拡充として、また▽介護、福祉労働者の処遇改善▽不足する看護職員の養成・定着の促進と処遇改善をすすめる▽介護保険料・利用料の減免制度を県としてつくることなどを求めました。

＊ ＊

鎌野氏は京奈和道大和北道路地下トンネル事業について全国でシールド工法による事故が多発しており中止すべき

重点要望 8分野68項目
個別要望 262項目

だと主張。大田あつし氏は福田とも孝陸相談センターの移転をはじめとする大和郡田市の街づくりについて、また誰でもが利用しやすい身近な避難所の開設や医療介護の危機打開に県として支援を訴えました。

私は一般保育士の賃金より低く抑えられている院内保育所保育士の処遇改善を求め、知事は検討したいと述べました。



12月議会「6項目」の一般質問をしました。

多文化共生社会の実現へ

参院選を機に外国人を差別する排外主義が拡散されています。日本に暮らす外国の人たちへの差別・差別は許しません。県として奈良で暮らす外国人のための支援の拡充、多文化共生社会実現にどう取り組むのか問いました。

知事はすべての人が安心して暮らし、活躍できる多文化共生社会を実現する推進プランを作成し、支援をつよめると答弁。

県女性センターの存続と充実を

県が女性センターを含めて相談機関を集約すること女性センターの存続を求める書が寄せられています。センターの平等をすすめる拠点として、これまで以上にセンターの充実と、名称の存続を求めました。ごとも女性局長から、機能充実するとともに、分かりやすい案内表示を考えたいと答弁。

生理の貧困

生理の貧困対策として各地で生理用品の設置がすすめられていますが、女性の社会参画を後押しする観点から、生理用品の公共施設のトイレへの設置を求めました。県として、県有施設の一部で生理用品の配布を試行的に実施していきたいと答弁。

12月議会「6項目」の一般質問をしました

京浜和自動車道大和北道路

大縣縣對下二八水之諸國也母上地

全國各地事發頻繁！

京奈和自動車道（和歌山・五條・
橿原・京都）のうち奈良市内の奈良
ＩＣ～奈良北ＩＣの約6・1kmの
区間を大深度地下トンネルとする計
画が、すでに事業化されていますが、
全国各地の大深度地下トンネル工事
での地下水位低下や水脈枯渇、陥没

其の本體が危ない！

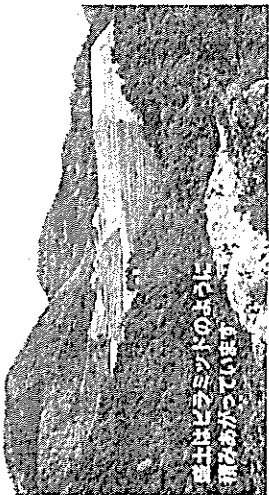
事故、騒音・振動の被害が相次いでいます。

工事そのものの安全性や奈良市内の平城宮（京）跡など世界遺産に認定された地下埋蔵文化財への影響を及ぼす可能性があるとの点で工事は中止し、計画の見直しを求めました。

知事は国によつて必要な検討と対策が実施されており、見直す必要はないと答へた。

時報 一九三四年十月
中華民國二十三年十月

「上田のふるさとに国大が、川、山、湖の恵
士が出現。地元住民のな「上田の自然を愛
する会」を結成し、水質検査を10回おこな
半数以上で良
常値を検出。
県として継続
した検査（県
は一回、検査
を実施）を愛
郷するよう求
ぬました。ま
だ、盛り土の
安全性につい
て、汚泥など
の廃棄物を固
めた土を使用
しており、
「適法と判断



博士はヒラミッドのように
運命がつかっています

[illegible]

県文化会館の民間委託化に反対
「女性センター」は機能を
維持し名称を残せと要求

15 日開かれた県議会本会議で県立文化会館
の民間運営希望との契約のための予算は億8
000万円（償還負担は為）に反対して、討論
を行って閉じた。

豊文化会館は現在、160億円をかけた2027年の開業をめざして、工事中。

今回の予算案に、15年間、約53億円で民間事業者と契約する債務負担行為が計上されました。私は、巨額の費用で長期間の契約にも

刺 讎
反 討

かかわらず、県民の経済状況
 などをエッジでみる保証が
 ない批判。文化芸術基本法
 では文化芸術活動の機会を
 「市場原理」のみゆだねては

いのちを守り医療・介護を危機から守る運動に力あわせよう

医療と介護の危機打開を考える
シムボシワムに140人



12月14日、大和
高田市内で日本共産
党医療後援会の開き
んど、倉林明子元参
議院議員を迎えて、
医療介護の危機打開
を考えるというポシ
を主催。140名

が参加。倉林さんから、長年の国民党政治による病床削減や看護師不足の裏面が語られ、現場から反対運動が大きくなっていると紹介されました。

土庫病院の吉川院長、介護老人保健施設の事務局長から苦しい現場の実情が報告され、私も県内病院院長や看護協会との懇談で伺ったことを報告しました。倉林さんは看護師や介護員の給与引き上げ、患者や利用者の負担を増やさないよう国費を思い切って投入する、その財源は軍事を削いで生み出せると提議しました。

命を守り医療介護を守る運動に力を
あわせようと交流しました。

保育士の配
置基準、給与
のアップを求
めて奈良県保
育運動連絡協
議会が対県交
渉。院内保育
所の保育士の
処遇改善をす
ぐにと訴えま
した。

保育士の処遇改善求めて奈良保育連が県交渉

保育士の配置基準、給与のアップを求めて奈良県保育運動連絡協議会が対県交渉。院内保育所の保育士の処遇改善をすぐにと訴えました。

廉いのあるところ
どこへでも

山村さちほのフォトレポート

山村幸徳議員の国会内外での活動を写真で紹介します。

卷之六



太田敦元県議とい
しよに県病院協会、県
看護協会を訪問。物価
上昇に見合う診療報酬
の改訂がされず、経営
困難に直面する実態を
聞き、いつでも誰でも
医療を受けられる権利
を守り抜こうと話し合
いました。

医療が受けられる権利を守り抜こう

利用しやすい福祉医療制度への拡充を求める学習交流会が開かれ、全県的に制度の拡充が促されるなか、対象者をさらに広げることや一部負担金が減されるなかで診療控えがあることなどとの実情を交流。私は県の子ども医療費助成制度の完全無料化でこそ町村が足並みをそろえることができる」と話しました。



福祉医療制度の拡充を求めて

二重星 感謝をお寄せください。TEL0742(27)8956 無良書庫 本日共進会 鮎川十糸子

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 山村 幸穂				
年 月 日	2025年5月14日			
年会費名	奈良難病連2025年度会費			
相手方	特定非営利活動法人奈良難病連			
年会費支払目的	難病患者の相談と支援、難病の啓発などをおこなう法人から情報を得て、その活動を支援しながら、政務活動・議会質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 難病患者の相談にのり、活動を支援する、また難病の啓発を世に広く広げるとともに、難病患者世帯の生活支援のための物品販売事業もおこない、主に社会に難病に対する理解を広めることに寄与する ◆本会の活動頻度 通常総会は年1回、相談事業、啓発事業、情報提供事業、研修会を随時開催 ◆参加者の状況 会員は、同法人の目的に賛同して入会した個人（正会員）と法人の活動に協力する個人（準会員）、事業に賛助する個人（賛助会員）からなる			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	5203 円	奈良難病連2025年度個人 会員会費	15
		合計 5203 円 （すべて政務活動）		
備考	添付資料：奈良難病連定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 奈良難病連 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良難病連という。

(事務所)

第2条 この法人は、奈良県奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツⅡ106号室に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治療法がいまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 難病患者への相談と支援に関する事業
 - ② 難病の啓発に関する事業
 - ③ 情報収集及び提供に関する事業
 - ④ 難病の研修会、学習会に関する事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 準会員 この法人の活動に協力する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体、企業

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを

解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行のために必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所
理事長	神田 菊三	
副理事長	小橋 重徳	
理事	山口 純子	
同	児玉 久美子	
同	蜂谷 あさ子	
同	井谷 真砂人	
監事	森岡 和子	
同	長尾 恭子	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 350円(年額)
 - (2) 賛助会員
 - 個人会員 5,000円(年額)
 - 団体会員 5,000円(年額)
 - 企業会員 20,000円(年額)

附則 この定款は、定款変更の認証の日(平成17年9月15日)から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成18年11月10日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成19年6月16日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成27年6月7日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成28年6月12日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成28年8月29日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成29年6月4日）から施行する。

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 山村 幸穂				
年 月 日	2025年6月18日			
年会費名	奈良自治体問題研究所2025年度会費			
相手方	奈良自治体問題研究所			
年会費支払目的	自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習をおこない、地方自治の民主的発展に寄与する目的の団体。同研究所の調査と研究に学び、情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 地方自治の民主的発展のために自治体、地域の調査、研究、資料の収集をすすめる。福祉政策、まちづくりの政策・提言をおこなっている。 ◆本会の活動頻度 月1回発行の「ならの住民と自治」の発行、テーマごとの講座、講演会、研究会をおこない、現地調査も時に、おこなう。講演会の講演内容、現地調査の結果などは記録し、資料として蓄積。自治体職員、地方議員らの活動に活かす等。 ◆参加者の状況 自治体職員、同OB、地方議員などが参加。地方議員は知見、資料に学び、議会質問等に活かしている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	3600 円	奈良自治体問題研究所年会費	35
	合計 3600 円 （すべて政務活動）			
備考	添付資料：奈良自治体問題研究所規約、研究所機関紙「ならの住民と自治」（表紙コピー）			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関わる諸問題について
- (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (4) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
- (6) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (7) その他前条の目的を達成するための事業

第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体

第5条 会費は次のとおりとする

- (1) 正会員、個人会費は月300円
団体会員は月101,000円
- (2) 賛助会員 個人、団体、年額105,000円

第6条 入会の承認は理事会において行う

第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) 常務理事（内1名は事務局長） | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

第8条 役員は総会で選出する

- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

第9条 この研究所に顧問をおくことができる

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する
- 3 顧問は随時理事会に出席して意見を述べることもできる

第10条 この研究所に研究員をおくことができる

- 2 研究員は、理事会において選任し総会に報告する
- 3 研究員は、随時理事会に出席して意見を述べることができる
- 4 研究員は、その専門性を生かして研究成果を、研究所ニュースや諸事業で発表する
- 5 研究員には、必要な費用を支払うことができる

第四章 事務局

第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

- 2 事務局員は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

第五章 会議

第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する

- 2 総会は次の事項を議決する
 - (1) 年間の事業（活動）計画
 - (2) 予算および決算
 - (3) 役員の選出および承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他、必要と認める事項
- 3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる
- 4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する
- 5 30名以上の会員の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない

第13条 理事会は役員（監事をのぞく）で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する

- 2 理事会は、理事長が招集する

第六章 会計

第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充てる

第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する

第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

第七章 規約改正および運用

第17条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができる

第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる

付則

この規約は、2018年1月27日より施行する

2000年 1月29日 制定

2001年 1月27日 一部改正

2006年 1月28日 一部改正

2011年 1月15日 一部改正

2018年 1月27日 一部改正

ならの住民と自治

NO. 391 2025・10・15

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F
奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060
《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126
《郵便振替口座》： 00920-0-91468 奈良自治体問題研究所
《ホームページ》： <http://naraitiken.sub.jp>

天理市の新ごみ処理センターを見学しませんか

このごみ処理センターは、奈良県下の10市町村（大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町、河合町）でごみ処理施設の設置及び運営等を共同して行うことを目的として設立した一部事務組合「山辺・県北西部広域環境衛生組合」が運営しています。2025年5月に事業開始しました。

- ・やまとecoリサイクルセンター（天理市櫛本町3246-1）
- ・やまとecoクリーンセンター（天理市岩屋町459-2）

見学日時 10月28日（火） 13時30分～ 約2時間
集合時間 13時10分
集合場所 やまとecoリサイクルセンター（天理市櫛本町3246-1）

温浴施設があり、入浴可能です

見学希望者は、必ず24日までに城へ申し込んでください 090-5881-5126
車で来ることができない人のため、最寄りバス停からの送迎も検討します

オンラインでみんなで参加しませんか

第16回地域医療を守る運動全国交流集会

政府が進める2040年に向けた「新たな地域医療構想」では、「医療提供体制全体（外来・在宅・介護等を含）を対象として、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等に関する事項を定めるもの」となることから、「医療計画の上位概念」と位置付けられています。また、財界からの要請も強く、医療費抑制の一環の中で、医療から介護、介護から地域・自治体へのシフト、そして、より無償の労働力（地域住民ボランティアなど）への代替が狙われています。政府がすすめる国民負担軽減のための医療費抑制と言いつつ、医療を受ける権利を奪おうとしている現状は看過できません。各地での医療・介護・地域へと国が押し付ける医療提供体制縮小の実態や地域医療を守る各地の取り組みや経験を交流し、住民が作る地域医療提供体制の構築で住み続けられるまちづくりにつなげるため、運動をすすめます。

実行委員会団体 日本医療労働組合連合会、中央社会保険推進協議会、日本自治体労働組合総連合

日時 11月24日（月・休日）

11:00 開会

11:10 記念講演

「新・地域医療構想と加速する病床削減
～医療体制の危機を考える～」

長友 薫輝 佛教大学准教授

13:30 基調報告

14:00 特別報告

14:55 各地の取り組み
報告

16:30 閉会



会場は現在確保中、11月号でお知らせします
他団体にも呼びかけています

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 山村 幸穂				
年 月 日	2025年6月23日			
年会費名	国土問題研究会2025年度会費			
相手方	国土問題研究会			
年会費支払目的	県土の安全で住みよい地域づくりのため、科学者の知見、調査・実践から学ぶとともに、情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 安全で住みよい地域・国土づくりのための調査・研究を現場主義ですすめ、科学者の知見から方向を示す取り組みをすすめている。なかでも、自然災害に対する現地調査、分析、提言に対する高い評価を得ている ◆本会の活動頻度 月1回発行の「国土研ニュース」、同機関誌「国土問題」（年1回以上随時発行）の活用。現地調査、テーマ別研究会の開催等 ◆参加者の状況 研究者、学生、地方議員など 研究者の知見に学び、本県における自然災害や公害への対応と説明をすすめ、議会質問等に活かす。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	10000 円	国土問題研究会2025年度 普通会員会費	38
	合計 10000 円（すべて政務活動）			
備考	添付資料：国土問題研究会規約、入会申込書（規約には会費等の記載がないため、記載されている入会申込書を添付）、国土問題最新号表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

国土問題研究会規約

(昭和 49 年改正)

(昭和 50 年改正)

(昭和 57 年改正)

(昭和 60 年改正)

(1991 年改正)

(2016 年改正)

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は国土問題研究会という。

第 2 条 本会は事務局を京都におく。

第 3 条 本会は理事会の議決を経て、支部をおくことができる。

第 2 章 目的および事業

第 4 条 本会は、環境保全、地域計画、災害公害対策、エネルギーおよび資源問題、地場産業など国土に関する各種の調査研究を行ない、すべての国民のために美しく豊かな住みよい国土の実現に寄与することを目的とする。

第 5 条 本会は前条の目的を達成するための次の事業を行なう。

- (1) 調査研究および情報、資料収集。
 - (2) 機関誌、ニュース、報告資料、その他の刊行。
 - (3) 研究会、講演会、講習会、現地討論会の開催。
 - (4) 自治体、住民団体などに対する助言、相談活動。
- その他、目的を達成するために必要な活動。

第 3 章 会 員

第 6 条 本会の趣旨に賛同し入会しようとするものは、会員の紹介をもって理事長に申し込まねばならない。会員の資格は入会申込書を運営理事会において承認し、会費を払い込んだ日よりはじまる。

第 7 条 会費額は総会において決定する。

第 8 条 会員は普通会员、学生会員、維持会員よりなり、次の権利をもつ。

- (1) 総会に出席し、議決に参加すること。
- (2) 本会の行なう諸活動に参加すること。
- (3) 本会の資料および施設を利用すること。
- (4) 普通会员および学生会員は機関誌およびニュースの配布を受け、維持会員は機関誌、ニュースのほか、さらに刊行図書の配布を受けること。

第 9 条 会員が次の一つに該当するときは、理事会の議を経て除籍することができる。

- (1) 会費を 2 年以上滞納したとき。
- (2) 本会にたいして不正な行為をしたとき。
- (3) 会員の資格を利用して不正な行為をしたとき。

第 4 章 役員、職員および顧問

第 10 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事・20 名以上。
- (2) 監事・若干名。

第 11 条 理事および監事の任期は原則として 2 年とし、会員のなかから総会時に選出する。選出に関する細部は別に定める役員選挙細則によって行なう。

第 12 条 理事は理事会を組織し、理事長 1 名、副理事長複数名、事務局長 1 名、事務局次長若干名および運営理事若干名を互選する。

第 13 条 (1) 理事長は会務を総括し、本会を代表する。

(2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代行する

(3) 運営理事は日常の会務を分担する。

(4) 事務局長は会務全般の事務を総括し、事務局次長はこれを補佐する。

第14条 監事は本会の業務および財務の状況を監査する。

第15条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の議を経て理事長が委嘱する。顧問は、理事長の諮問に応じ、また理事会に出席して、理事長および理事会に意見を述べることができる。

第5章 会 議

第16条 総会は2年に1回とし、理事長がこれを招集する。臨時総会は理事長が必要であると認めたときに、これを招集する。

第17条 総会員数の4分の1以上の会員により、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事長はその請求を受けた日より1箇月以内に臨時総会を召集しなければならない。

第18条 総会の召集は10日前までに、その会議の目的たる事項を示して会員に書面をもって通知しなければならない。

第19条 都合により総会に出席しない会員は、委任状によって参加することができる。

第20条 総会は、本会の事業の総括ならびに方針等の重要事項について決議する。

第21条 総会議長は、出席会員のなかから選出する。

第22条 各会員の議決権は1人（1団体）1票とする。

第23条 総会の議決は出席会員の議決権の過半数によりこれを決する。可否同数のときは、議長が決するところとする。

第24条 理事会は、理事長がこれを招集する。理事会は、運営に必要な内規を定めることができる。

第25条 運営理事会は、理事長がこれを招集する。運営理事会は、本会の経常的な運営について審議決定し、その任務を分担する。

第6章 会 計

第26条 本会に関する費用は、会員の会費、活動に伴う収入および寄付をもってこれにあてる。

第27条 理事長は、総会までに会計監査を受けなければならない。

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり3月31日に終わる。

第7章 付 則

第29条 この規約は2016年6月25日から施行する。

第30条 この規約を変更するためには、会員による投票総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

入会申込書

年 月 日

国土問題研究会の主旨に賛同し

- ・普通会員として
- ・学生会員として
- ・維持会員として（年__口）（該当欄を○で囲んでください）

入会を申し込みます。

氏名（ふりがな） 団体の場合は団体名あるいは代表者名

生年月日 年 月 日

住所 〒

TEL

FAX

勤務先（または学校名）

職業

勤務先住所 〒

勤務先 TEL

勤務先 FAX

（国土研からの連絡に使用 可・不可）

専門分野（または最も関心を持っていること）

E-mail

自宅（国土研からの連絡に使用 可・不可）：

勤務先（国土研からの連絡に使用 可・不可）：

—入会ご希望の方は、この申込書をメール添付または fax または郵便で送ってください。—

会費は

普通会員：10,000 円／年度

学生会員：5,000 円／年度

維持会員：1 口 20,000 円以上／年度

後期入会の場合、その年度会費は半額。会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日。

会費は郵便振替用紙にて送金ください。入金確認をもって入会手続きをいたします。

国土問題研究会（略称：こくどけん）

〒604-0931 京都市中京区二条通河原町西人ル榎町南館3階 TEL/FAX 075-241-1373

E-mail: kokudoken@up.lolipop.ne.jp 郵便振替口座 国土問題研究会

こくどけん機関誌

K O K U D O - M O N D A I

国土問題 86

2025.4

能登半島地震・豪雨災害特集号（その1）

○2024年6月29日国土研シンポジウム

「2024能登半島地震 これまでの災害対応を
ふりかえり被災地の現状と課題を考える」

○2024年9月：奥能登豪雨災害

阪神淡路大震災から能登半島地震へ，
世代とともに「退行するインフラ防災」

リニア新幹線のトンネル漏水に伴う水枯れ災害

国土問題研究会

JAPAN INSTITUTE OF LAND AND ENVIRONMENTAL STUDIES

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 山村 幸穂				
年 月 日	2025年8月19日			
年会費名	奈良革新懇2025年度会費			
相手方	平和・民主・革新の日本をめざす奈良の会			
年会費支払目的	生活向上、民主主義、平和のため、県民的共同をすすめる運動の調査・実践から学び、情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 思想信条のちがいを超えて、生活向上、民主主義、平和の共同目標にもとづく県民的共同で、住民が主人公の県政の実現をめざす ◆本会の活動頻度 定期的（月刊）なニュースの発行、普及を通じて、共同行動を広げる、随時、県民諸課題に応じたシンポジウム、講演会、懇談会を開催 ◆参加者の状況 県民各層各分野別、あるいは要求別団体を代表する者、個人会員等			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	3000 円	奈良革新懇2025年度会費	59
		合計 3000 円 （すべて政務活動）		
備考	添付資料：奈良革新懇会則コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良革新懇会則

1、名称

この会の名称は「平和・民主・革新の日本をめざす奈良の会」（奈良革新懇）とします。

2、目的

この会は、「国民が主人公」の政府をつくることを展望し、生活向上、民主主義、平和の三つの共同目標にもとづく県民的共同をすすめることを目的とします。

3、構成

この会は、思想・信条のちがいをこえて、会の目的に賛同する県段階の諸団体、地域・職場の組織、個人によって構成します。

4、活動

この会は、目的にそって次の活動をすすめます。

- 1 諸問題についての見解の発表、共同行動の提案・推進、シンポジウム、講演会、懇談会の開催。
- 2 ニュースなどの発行、講師の紹介。
- 3 県段階の諸団体、地域・職場の組織、個人の体験交流や必要な連絡協議。
- 4 全国革新懇ニュースの普及。
- 5 その他必要な活動。

5、役員・機関

- 1 総会は、会の総意をまとめます。世話人、賛同諸団体、個人などで構成します。
- 2 代表世話人は会を代表します。
- 3 常任世話人会は総会を準備し、その確認事項を具体化します。代表世話人、常任世話人、事務局長で構成します。
- 4 事務局は常任世話人会のもとに日常業務をおこないます。
- 5 会の運営は全員一致制よりおこないます。

6、財政

この会の活動資金は会費、寄付金及び事業収入でまかないます。会計年度は毎月4月1日から翌年3月31日とします。

① 会費

団体、地域・職場の組織 1口 2000 円（年間）、2口以上

個人 1口 1000 円（年間）1口以上

② 全国革新懇ニュース購読料

年 2000 円（郵送料含む）

7、付則

- 1 この会則に定めのない事項については、常任世話人会が決めます。
- 2 この会則は、総会で確認後、2004年9月23日から施行します。
この会則は、2022年8月20日から施行します。（一部改定）

以上

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 山村 幸穂				
年 月 日	2026年2月6日			
年会費名	建設政策研究所2025年度個人会員会費			
相手方	特定非営利活動法人建設政策研究所			
年会費支払目的	社会教育の推進、まちづくりの推進、環境の保全を図るなどの活動を推進する建設政策研究所の調査・研究・政策提言活動に学び、議員・議会活動に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 建設産業関係の団体・個人、学者・研究者・専門家と連携し、資料情報収集、資料バンク、出版、講演・講師活動。研究集会シンポジウムを開催し、災害・環境破壊活動をおこさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設をめざす諸活動の推進 ◆本会の活動頻度 年1回の総会を開催。情報収集、研究会・シンポジウムの開催、研究会を随時開催し、機関誌「建設政策」を定期発行する ◆参加者の状況 建築、建設関係者、建築関係の研究者、専門家を中心に参加。地方議員は同会の発信する政策や施策提言をもとに、議会活動に活かす			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	5703 円	2025年度個人会員会費 (5000 円 + 消費税 + 手数料)	130
		合計 5703 円 （すべて政務活動）		
備考	添付資料： 特定非営利活動法人建設政策研究所定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

建設政策

— 特集 —

建設業における 外国人労働者をめぐる 中長期的な課題と展望

5 2025
No.221

- ◇ 下水道管破損に起因する八潮市道路陥没事故
～事故で露呈した下水道老朽化問題にどう対処すべきか～
- ◇ UITBB アジア太平洋地域会議 報告
～変動する世界情勢の下での建設労働組合運動の課題～
- ◇ 全建総連加盟首都圏4組合 2024年組合員
賃金調査結果 物価高騰を上回る実質賃上げ
が可能な単価の獲得を
- ◇ 2024年 埼玉土建賃金討議アンケート結果概要
担い手不足解消には賃上げと休日の増加が必須



特定非営利活動法人建設政策研究所

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、その他の事務所を北海道札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コーポ前川1F北海道建設厚生協会内、及び大阪府大阪市中央区釣鐘町1丁目1-1谷町秋田ビル501号室に置く。

(目的)

第3条 この法人は、災害・環境破壊を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推し進め、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動

- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動
- (5) 講演・講師活動
- (6) 研究集会・シンポジウム
- (7) その他、目的達成に必要な活動

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 団体会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体

(2) 個人会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

2 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。

但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、附則で別に定める会費（会計年度途中入会会員を含む）を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき

(4) 定款に違反したとき

2 前項第3号、第4号については理事会の議決により決定する

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納められた年会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことができる。
- 3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。
- 3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌握する。

- 2 理事長に事故あるときは、理事長代行を理事の互選により選出する。
- 3 専務理事は理事会の決定に基づき、事務局を総括し日常業務を処理する。
- 4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実践する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、

若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

第17条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

第4章 顧問

(顧問)

第18条 この法人は顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問に関する必要な事項は、理事会で定める。

4 顧問は理事会における議決権を有しない。

第5章 総会

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 決算報告

(2) 事業報告

- (3) 監査報告
- (4) 事業計画及びその変更
- (5) 予算計画及びその変更
- (6) 役員の選出及び解任
- (7) 委員会の新規設置
- (8) 会費の金額
- (9) 定款の変更
- (10) 解散
- (11) 合併
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の20分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条 総会は、第21条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第21条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員それぞれを1と数える。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知し

た事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第23条（定足数）、第24条第2項（議決）、第26条第2号（議事録）及び第38条（定款の変更）の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の内容及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人3人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき召集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

- 第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第34条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項規定により、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、前条の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第7章 その他会議等

(運営会議)

第36条 理事会の決定を実践するため、運営会議を設置することができる。

- 2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び事務局理事で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。
- 3 運営会議は本条第1項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

第37条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

- 2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。
- 3 各委員会の委員長は委員の互選とする。
- 4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。
 - (1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌・紙類、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、などを行う。
 - (2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会（プロジェクトチーム）の編成及びテーマの分担、研究方法及び発表方法の検討などの研究マネジメントを行う。

(研究会)

第38条 必要に応じて、第37条第4項第2号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会（プロジェクトチーム）を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

第39条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。

- 2 研究会に関する事項は別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 研究及び事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年の10月末日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続きの開始決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併及び破産手続きの開始決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載して行う。

第11章 雑 則

(細則)

第52条 この定款に疑義が生じた場合は理事会の解釈に随う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。

2 この定款が規定する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

附 則

(附則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永山 利和	理 事	田中 政広
副理事長	荒井 春男	同	谷野 洋
同	江澤 和治	同	塚原 信介
同	大塚 紀章	同	筒井 等
同	坂庭 國晴	同	福島 実
同	清水 謙一	同	古澤 一雄
専務理事	辻村 定次	同	丸山 信二
理 事	荒川 隆男	同	三楠 正廣
同	今井 拓	同	山田 規世
同	後藤 英輝	監 事	深見 勝治
同	椎名 恆	同	藤好 重泰
同	関口 慎雄		

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年12月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2005年10月末日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 団体会員 1口 1万円
- (2) 個人会員 1口 5千円
- (3) 賛助会員 1口 5万円

7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。

8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与規程は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。

9. 2009年7月2日一部変更

10. 2020年3月27日一部変更

11. 2022年 8月1日一部変更

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
				会派・議員名 山村 幸穂
年 月 日	2026年2月12日			
年会費名	総合社会福祉研究所2026年会費			
相手方	総合社会福祉研究所			
年会費支払目的	社会保障、保健、医療、生活環境などの課題を関係団体、個人が共同して研究活動を行い、国民利益と要求を実現する運動に寄与する。研究成果と情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集を行い、機関誌「福祉のひろば」を通じて、調査・研究の成果、または収集資料を公表する ◆本会の活動頻度 社会福祉市民講座や社会福祉研究交流集会の開催、自主研究会への強力などをすすめる。月刊「福祉のひろば」等で成果を公表 ◆参加者の状況 市民講座、シンポジウム等に参加。「福祉のひろば」誌から資料・情報を得て、得た知識、情勢を議会質問に活かす			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2400 円	2026 年会費うち 2026 年 1 月～3 月分	133
	合計 2400 円 （すべて政務活動）			
備考	添付資料：入会案内			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

総合社会福祉研究所

会員になるには

－あなたとともに福祉の未来をひらく－

☆研究所は会員制の組織です。現在、全国で1200人以上の方々が入会しています。

総合社会福祉研究所は、すべての人びとのいのちとくらしをささえる諸権利・制度の発展に寄与するため、1988年に設立されました。主として社会福祉及び関連分野の総合的な調査、研究を行い、その成果を広く普及することを目的としています。

あなたも会員になって、社会福祉の未来をともにひらく研究・学習活動に参加しませんか。

その1－会員制の組織です

研究所の目的・事業活動に賛同し、所定の会費・賛助会費を納入される方ならどなたでもご入会いただけます。

会員には、『月刊福祉のひろば』（年12回刊行）を定期的にお届けするとともに、各種研究集会や講座のご案内をさしあげます。

またそれらへの参加費の割引や、研究所出版物の割引購入ができます。

年会費個人会費 9,400円（『福祉のひろば』誌代 6,600円＋会費相当分 2,800円）

団体会費 一口12,000円

賛助会費 10,000円

その2－総合社会福祉研究所はこんな活動をしています

- (1) 社会福祉に関する調査・研究
- (2) 関係資料の収集・保存整備・紹介
- (3) 各種講座・研究会の開催、自主的学習活動の協力などの教育・学習活動
- (4) 研究紀要『総合社会福祉研究』、研究所所報の発行、『月刊福祉のひろば』編集などの出版活動
- (5) その他

その3－主な年間行事

- ◎定期総会
- ◎社会科学・社会福祉基礎講座（通年）
- ◎社会福祉研究交流集会（8月）
- ◎社会福祉市民講座
- ◎社会福祉特別講座
- ◎定期刊行物の編集・発行

その4－定期刊行物

- 月刊福祉のひろば
年間購読料 6,600円（送料込） 会員の方は会費に含まれています
- 総合社会福祉研究
2,000円（税送料別） 会員の方は1割引

☆研究所の運営は、定期総会で会員の総意により活動方針などを定め、理事会が執行に責任を持ちます。

また、事業推進のため、紀要委員会・福祉のひろば委員会・講座委員会・総務委員会・組織委員会・所報委員会などの委員会を設けています。

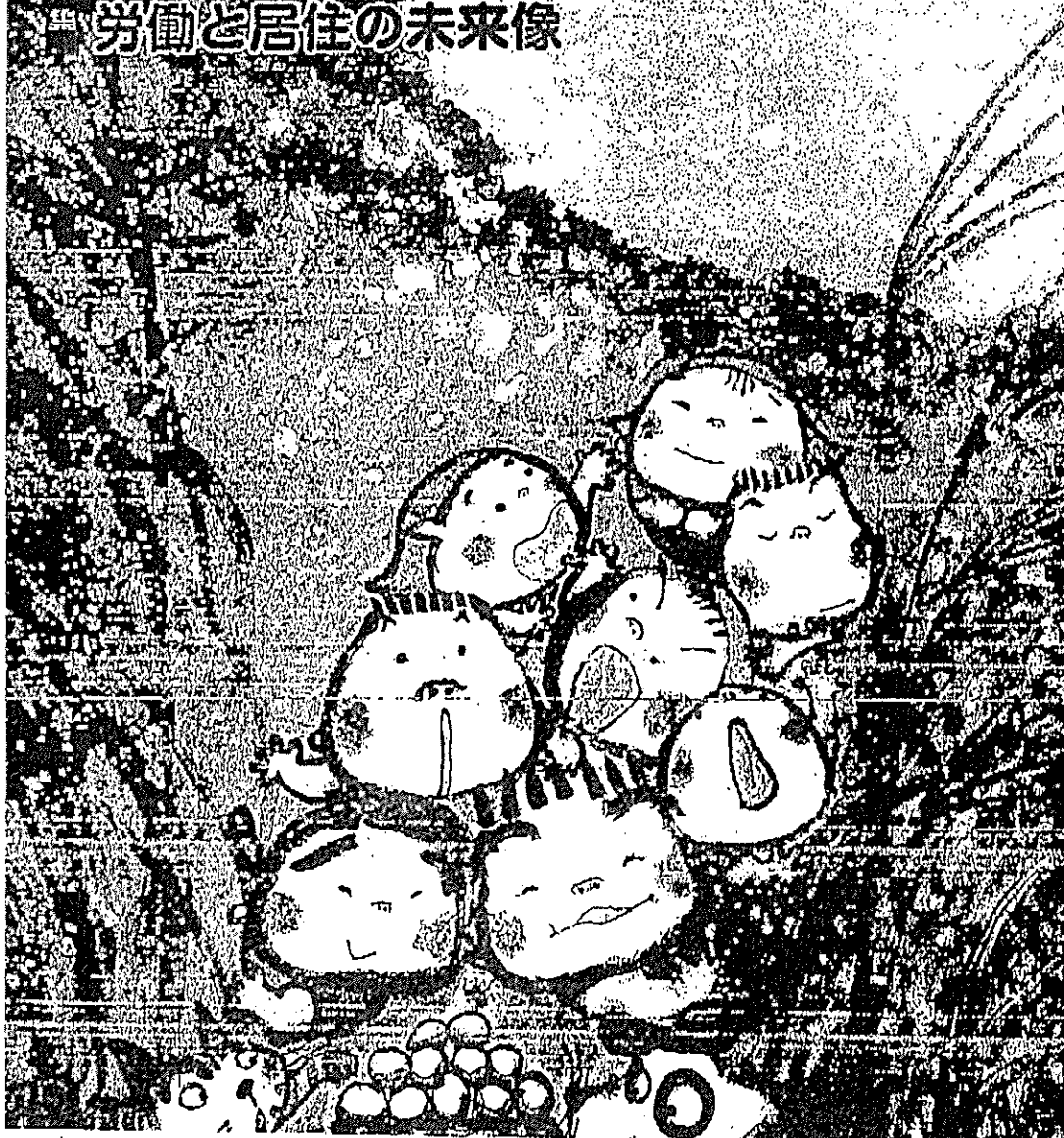
日々の事務は事務局が担当しています。

2025年9月1日発行（毎月1日発行）通巻2071号 1985年5月25日創刊 三栄出版

福祉のひろば 9

2025

■ 日韓の若者とともに考える
■ 労働と居住の未来像



政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 山村 幸穂				
年 月 日	2026年3月25日			
年会費名	奈良県アジアアフリカラテンアメリカ連帯委員会2025年度会費			
相手方	奈良県アジアアフリカラテンアメリカ連帯委員会(NARAALA)			
年会費支払目的	公平で民主的な平和の国際秩序をめざし「平和な世界」を世界の人々とともに学び、活動。理念、運動に学び政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆ 本会の活動内容 思想信条のちがいを超えて、公正、民主の平和の国際秩序をめざし、世界の出来事を学び、国際連帯をはぐむ取り組みを県内外ですすめる ◆ 本会の活動頻度 定期的（月刊）なニュースの発行、普及を通じて、共同行動を広げる、随時、講演会、懇談会を開催。国際活動をおこなう団体登録、県の国際活動と連携し協働 ◆ 参加者の状況 国際活動に関心をもつ県民、学者・知識人、学生など			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	6000 円	奈良県アジアアフリカラテンアメリカ連帯委員会2025年度会費	152
		合計 6000 円 （すべて政務活動）		
備考	添付資料：奈良県アジアアフリカラテンアメリカ連帯委員会規約、「入会案内」コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会（NARAALA）規約

第1条（総則）

1. 本会は奈良県アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会と称する。
2. 本会は日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会（AALA）に加入する。
3. 事務所を奈良市内におく。

第2条（目的）

本会は、アメリカの勝手な干渉と抑圧ではなく公正・民主の平和・国際秩序をめざし、非核・非同盟の流れを強め、世界の友人と手を取り合って平和な世界達成に寄与することを目的とする。

第3条（活動）

1. NARAALA は世界のことや非同盟運動のこと、アジアの平和の流れなどを学び、広める活動を行う。
2. 非同盟諸国をはじめ、世界に広がる友人や組織、奈良県内における社会の公正・民主を求める在日外国人団体や個人などとの交流を行い連帯を強める。
3. 上記活動にもとづく講演会や学習会、文化活動等を行う。
4. その他目的達成のための諸活動を行う。

第4条（会員）

1. 本会の目的に賛同し、会費を納める個人及び団体は会員になることができる。
2. 本会の活動に協力し、財政的に賛助する個人及び団体は賛助会員になることができる。

第5条（組織）

1. 総会の任務は活動の総括と方針を決め、役員を選出する。定期総会は年1回とし、また理事会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
2. 理事会は総会に次ぐ議決機関で、総会で決められた活動方針を具体化し、当面の事項を審議決定する。
3. 事務局を理事会のもとにおき、活動を円滑にすすめるための諸業務を行う。構成は事務局長、事務局次長及び若干の理事で行う。

第6条（役員）

本会に理事長1名、副理事長1名、事務局長1名、事務局次長2名、理事若干名、会計監査1名をおく。なお必要に応じ理事長代行、顧問をおくことができる。

第7条（財政）

1. 本会の経費は会費、寄付、事業及び活動収入等でまかなう。
2. 会費の額は総会の議を経てこれを定める。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条（規約の改正）

規約の改正は総会で行う。この規約は2003年10月18日より施行する。

第7条の3項を2007.3.24に改定。第6条に「副理事長1名」追加を2014.03.22に改定

ナラーラ入会のご案内

表紙

ナラーラ・NARAALA(奈良県アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会)のシンボルマーク
 3つの花びらはアジア・アフリカ・ラテンアメリカを表わします。ハートはそれぞれの心を意味し、心がつながりあって1つの花となっています。ハートの色が違うのは、それぞれの肌の色が違うということを意味しています。下のくるっとしている部分は結び目であり、ぎゅっと力を合わせていることの象徴です。生命が宿る種の部分と考えていただいてもいいのではないのでしょうか。(デザイン: 正本智恵さん)

一緒にナラーラの活動に参加しませんか

アメリカ崇拜、アメリカいいなりのニュースにうんざりし、「なにか違う、こんなはずではない」と思っている貴方にピッタリの集まりです。激動のアジア・アフリカ・ラテンアメリカから学び、交流・連帯する中で、日本の行く末を確認し、民主・公正・平和な国際秩序をめざすうねりへの第一歩をご一緒しましょう。

理事長 宮城恭子

ナラーラって？

21世紀を非核・非同盟の平和な時代にするために草の根からの交流と学習を深め、国際理解、本当の意味での国際貢献、平和への確かな道筋を考えたいと願っています。愛称「ナラーラ」の活動としては年2回程度の講演会や文化活動、学習会、国際交流、見聞を広めるための2年に1回程度の外国旅行、他団体との協力・共同の取り組み、ニュースの発行、事業活動、会員拡大などを行っています。

非同盟運動は大きな流れになっています

1955年にインドネシアのバンドンで開催された第1回非同盟会議は、その後の国際社会の規範となるべき平和10原則を確認しました。現在、非同盟会議に参加する国は世界192カ国中118カ国です。オブザーバー加盟国の16カ国を加えると134カ国になり、これは世界の人口の75%を占めることになります。

いま、世界の動きは軍事ブロックを強める方向ではなく、国連憲章に基づく話し合い外交を基調とした協力体制づくりにあります。そのなかでもアジア・アフリカ・ラテンアメリカの自立と平和共存を願う動きは戦争のない平和な社会づくりに大きく貢献しています。

ナラーラの今までの活動です

- 2003.02 ピースデポ 中村桂子さん講演会「軍事力に頼らない安全保障」
- 2004.03.20 「反戦県民集会」に参加
- 4.17 秋庭稔男さん(日本AALA理事長)講演会

- 10.23 天木直人さん講演会
 2005.02.05 ベネズエラ革命のビデオ鑑賞
 スマトラ大地震カンパ
 7.14 内村千尋さんの沖縄からの報告
 スペイン語講座スタート
 8.03 ネリッサさんの「南アフリカのアパルトヘイトとその後」
 9.01 Marinse Go Home のビデオ鑑賞
 12. 「世界から見た日本国憲法」のビデオ鑑賞
 2006.03.04 四ツ谷光子さん講演「革新のうねり ラテンアメリカ」
 6. インドネシア・ジャワ島地震カンパ
 9. 「ネパール里親活動」学習会
 2007.01.11 中塚明さんの韓国の話
 4.01 ナラーラHP開設
 5.19～22 3泊4日・韓国平和の旅

世界地図(非同盟地域を表わすもの)

ナラーラへの入会申し込みはこちらです

入会ご希望の方は申し込み用紙に記入して下さい。

個人会員 年額6000円(毎月の会費および機関紙代含む)

賛助会員 年1口1000円

☆ 会費は4月を起点として、入会月によって月割りとします。

☆ ナラーラの振替口座(奈良県アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会)

[Redacted]

連絡先

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

第11号様式の11（第5条関係）

2025年度事務所状況報告書

会派・議員名 山村 幸穂

① 政務活動事務	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
② 所在地	住所 奈良市西木辻町200番地の21 岡井ビル1階西側（店舗兼居宅） 電話 0742 (23) 3010 延べ床面積 約43.0㎡
③ 他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他（ ）
④ 所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 ☐ ） 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤ 按分率の考え方	☐ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☒ 事務所全体面積43.0㎡（a）うち政務活動使用面積21.5㎡（b） ☐ 事務所使用時間 時間（a）うち政務活動使用時間 時間（b） （b）／（a）＝ 21.5／43.0 → 按分率 50%
⑥ 事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 50% （按分率の考え方：後援会事務所との面積按分）
⑦ 駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / （按分率の考え方： ）
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 50% （按分率の考え方：事務所賃借料と同率 ）
⑨ 備考	賃貸借住宅標準契約書を添付 （平成17年8月31日付「契約書」第3条、契約内容に異議、変更がないとき、契約を継続するにしたがって、継続する）

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸借住宅標準契約書

岡井ビル
1F西側

平成17年8月31日



社団法人 奈良県宅地建物取引業協会制定

賃貸借契約書 (店舗・事務所)

所在地	奈良市西木辻町200番21		
物件名	岡井ビル (1F西側)	契約区画	
構造	鉄骨造3階建	専有面積	約43㎡

賃貸借期間		平成17年9月1日～平成18年8月31日まで2年間									
契約条件	保証金									税額	円
	賃料	金80000								税額	円
	共益費									税額	円
	解約引									税額	円
	礼金	金250000								税額	円
	水道代	金3000								税額	円
支払期限	翌月	分を毎月	末日迄に指定された方法で支払う。								
支払方法	(自動引落・銀行振込)郵便局銀行		(普通・当座)預金		口座番号		No.		支店		
使用目的	事務所		事務所		契約予告		借主		(6ヶ月前予告)		

別紙増徴原簿参照

特約事項	

鍵預り書

貸主様 後日 残/本をお返しします

1本	No.	メーカー
本	No.	メーカー
本	No.	メーカー
本	No.	メーカー

お預かりした鍵を万一紛失した場合、その鍵の交換費用を負担致します。

平成 年 月 日

借主 山村 幸徳

4 乙またはその使用人もしくはその顧客が故意または過失により、本物件および本物件敷地並びに共用部分その他を滅失もしくは破損したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知し甲の指示に従い、乙の責により修復するかまたはその損害を甲に賠償しなければならぬ。

第 12 条 (解 約)

乙が、下記の各号の一に該当するとき、甲は直ちに本契約を解除することができる。

- 一 本契約にかかわる入居申込書に虚偽の事項を記載したり、または不正な手段により本物件を賃借したとき。
- 二 本契約による権利の、他人への譲渡、賃貸、名義貸、その他の占有者の全部または一部の移転をしたとき。
- 三 指定用途以外の目的に使用した場合。
- 四 本契約にかかわる物件に危険となる行為および近隣に迷惑を及ぼす行為をした場合。
- 五 本契約にかかわる賃料、共益費等の支払を2ヶ月以上遅延して滞りしたとき。
- 六 本契約にかかわる賃料、共益費等の支払をしなばば滞りしたとき。
- 七 賃主に何ら通知せずに無断で1ヶ月以上の長期にわたり不在したとき。
- 八 禁煙区または禁煙指定の申告を受けたとき、または禁煙、禁煙、禁煙等の申し立てがあったとき。
- 九 禁煙区より禁煙指定もしくは許可を受けず、または禁煙指定をせずに営業を営んだとき、もしくは禁煙区より取消処分を受けたとき。
- 十 乙が合併したとき、または解散したとき。
- 十一 乙または乙の代表者が破産宣告を受けたとき。
- 十二 本契約の各条項に違反したとき、または本契約を継続しがい重要な悪徳行為を促したとき。
- 十三 上記各号以外で賃主に対して債務関係を担う行為があったとき、または、甲の指示する管理規定に違反したときは、相当の期間を定めて契約または指示事項を遵守すべきことを催告し、その期間内に履行しなかったときは本契約を解除できる。
- 3 甲または乙が賃貸期間中に本契約を解約しようとするときは甲・乙共に債務表示のとおり各々相手方に対して書面をもって契約の予告をしなければならぬ。
- ただし、乙については契約通知予告書に甲の署名等相当額を甲に支払うことにより、同時に本契約を解除することができる。
- なお、乙が解約の通知をしたときは、甲の書面による承諾なくしては、これを撤回もしくは取り消すことができない。

4 乙が、本契約の賃貸期間開始日といえども本契約を解約するときは、乙は甲に対し1ヶ月分の賃料および共益費等相当額を支払うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならぬ。

第 13 条 (原状回復および明け渡し)

乙は、本契約の賃貸期間満了の期日もしくは前条による解約になったときは、本物件を原状として無条件で直ちに甲に明け渡すものとする。

この場合、乙は甲に対して立退料、修繕料、損害賠償その他の何等の名義をもつてするを問わず、本契約に基づく以外の一切の請求をしないものとし、甲の承諾なくして乙の負担で行った修繕等の取費等、名目形式の如何を問わず金銭その他の一切の請求をすることができないものとする。

2 前項の明け渡し後、本物件もしくは本物件敷地内に乙が設置したものがあるときは、乙がその所有権を放棄したものとし、甲はこれを即時、任意に処分することができる。

3 本契約終了後、乙が本物件の明け渡しを行わずに甲が不在であったり、何等の連絡の方法もないときには、甲は2人以上の第三者の立会をもって、本物件もしくは本物件敷地内の乙の財物を他所に移転保管することができるとする。本明け渡しに要した費用(修繕費用、立退料、保管料等)は、すべて乙の負担とする。

4 乙が明け渡しを遅延したときは、本契約の終了日または本契約の期日から明け渡し完了日に至るまでの日割賃料相当額の倍額の使用損害金および増料受領額を甲に支払うものとする。

第 14 条 (立入り)

甲または乙は甲に特に指定されたときは、本物件の防火、盗難等の防犯、本物件の管理その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙に通知の上(火災、盗難等緊急の場合は除く)本物件内に立入これを点検し調査の措置をとることができるものとする。

2 甲または乙は甲に指定されたときは、乙による契約通知後、次の責務に本物件を示すため、あらかじめ乙に通知の上、本物件内に立入ることができるものとする。

3 前1、2項の場合、乙およびその使用人は甲の権限に干渉しをしなければならない。

第 15 条 (運送保証人)

運送保証人は、乙が本契約上甲に対して負担する一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

2 前記運送保証人の責を負う場合、その契約の更新および更新後の契約についても乙と連帯して履行の責を負うものとする。契約の更新等に作成される書面に運送保証人の署名、押印が無い場合であっても、乙が甲に対して負担する一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負うものとする。

3 甲は、運送保証人が死亡、所在不明、無資力等の事由により保証の責を果し得ないときは、乙に対して運送保証人の通知または変更を求めることができる。この場合、乙は直ちに、甲の請求する資格を有する運送保証人をたてることとする。

4 乙は、運送保証人に変更がある場合、甲に通知し、承諾を得なければならない。

第 16 条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、甲の居住地の管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(附 則)

第 17 条

甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、必要をもって協議し、解決するものとする。

特約条項

- ① 乙は、借家人賠償責任保険(火災保険)を必ず、付保するものとす。
- ② 礼金25万円は退去時に返還しないものとする。
- ③ 本物件は事務所としての利用であるため、それ以外に用途を変更する場合は甲の承諾を必要とします。
- ④ 本契約書第13条1項、2項の原状回復に就いては、甲・乙立会協議の上、甲の承認あれば箇所残置もあることとする。
- ⑤ 本契約書第4条の賃料、水道代は、下記郵便局へ振込支払をなすものとする。水道代金月額参千円は利用状況によって甲・乙協議の上、価格改定を行う場合がある。振込にかかる手数料は乙の負担とする。
- ⑥ ポスター、旗等の広告物は室内に限り、窓に貼ること、室外に掲示することは禁止とします。
- ⑦ 本物件敷地内に自動車や駐車をすることは禁止です。自転車の置き場については、甲の家族の自動車の出入りに邪魔にならない箇所に置くようにする。
- ⑧ 看板の設置の際は、甲・乙 協議の上、設置することとする。
- ⑨ 本物件の西側に自動販売機がおりてありますが、甲によって管理、維持するものとする。
- ⑩ 振込先

郵便局

名義人

以上

重要事項說明書(貸借)

山村幸

宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明いたします。

商 主たる事業所所在地	号	免許番号	従たる事業所	事跡所名	所在地
					T E L

姓名·氏名	陶井井	陶井井子 (9402), 陶井井子 (9402), 陶井井子 (9402)
住 所	奈良市西木町	200番地92

物件名	園井ビル	1 下面側	号数
所在地	奈良市面木江町 200番地の2		
用途	鉄路	3	階建
種類	商業用 住居用		
構造	専・共用	冷	有・無
材	専・共・無	暖	有・無
水	専・共・無	電	有・無
台	専・共・無	電	有・無
トイ	専・共用	エレベーター	有・無
台所	専・共用	ベランダ	有・無
設備	有・無		

契約期間	平成17年9月1日より	平成19年8月31日まで	年間
項目	金額	種類	消費税等
保証金・敷金	金	円	円
礼金	金	250,000	円
原約引	円		円
家賃(月額)	金	80,000	円
共益費(月額)	円		円
駐車場料(月額)	円		円
仲介手数料	金	80,000	円
水道代	金	3,000	円
項目	金額	種類	消費税等
保証金	円		円
礼金	円		円
原約引	円		円
家賃(月額)	金	80,000	円
共益費(月額)	円		円
駐車場料(月額)	円		円
仲介手数料	金	80,000	円
水道代	金	3,000	円

[illegible]

《報酬額表》

昭和四十五年建設省告示第五百五十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十七条第一項（現行第四十六條第一項）の規定により、宅地建物取引業者が宅地の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に關して受けることのできる報酬の額は次のとおり定める。

第一 売買又は交換の媒介に關する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の額（当該売買に係る消費税等の課税資産の課税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。）又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る課税資産の課税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

二百万円以下の金額	百分の五
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の四
四百万円を超え一千万円以下の金額	百分の三

第二 売買又は交換の代理に關する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、第一の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合には、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第一の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第三 賃借の媒介に關する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の媒介に關して依頼者の双方から受けることのできる報酬の合計額は、当該宅地又は建物の賃借（当該賃借に係る課税資産の課税額等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとし、当該媒介が使用賃借に係るものである場合には、当該宅地又は建物の通常の借家等という。以下同じ。）の一月分に相当する金額以内とする。この場合においては、居住の用に供する建物の賃借の媒介に關して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は、当該媒介の依頼者を受けるに当たって当該依頼者の承諾を得ている場合を除き、借賃の一月分の二分の一に相當する金額以内とする。

第四 賃借の代理に關する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の代理に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、当該宅地又は建物の賃借の一月分に相當する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該賃借の相手方から報酬を受ける場合には、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の一月分に相當する金額を超えてはならない。

第五 権利金その他の金銭の授受がある場合の特例

宅地又は建物（居住の用に供する建物を除く。）の賃借借で権利金（権利金その他いかなる名義をもつてする金銭を問はず、権利設定の対価として支払われる金銭であつて返還されないものという。）の授受があるものの代理又は媒介に關して依頼者から受ける報酬の額については、第三又は第四の規定にかかわらず、当該権利金の額（当該賃借に係る課税資産の課税額等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。）を売買に準る代金の額とみなして、第一又は第二の規定によることができる。

第六 第一から第五までの規定によらない報酬の受領の禁止

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に關し、第一から第五までの規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金に相當する額及び当該代理又は媒介に係る消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相當する額については、この限りでない。

附 則（建設省告示第三十七号）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

別紙特約事項参照。
関西電力 36-1201
水道は開栓の
必要はありません。
西井プロ 61-2424

その他の特約事項

1. 家賃は毎月元日迄に翌月分を貸主指定の支払方法にて、持参、自動引き落とし、銀行振込み（振込料等借主負担）で支払うこと。
1. 貸主の指定がある場合、貸主指定の住宅総合保険に、入居期間中は加入のこと。
1. 貸主の指定がある場合、自治会に加入のこと。
1. 借主が法人の場合、入居者名代限りとし、入居者は借主の従業員とその家族に限る。

契約解除に關する事項

1. 入居申込書に虚偽の事項の記載や、不正な手段により本物件を賃借したとき、契約締結後に於いてもお断りする場合があります。
1. 本契約上の手付けは契約手付けとして当事者の一方が契約の履行に着手するまでは借主は返金しない。手付けを放棄して貸主は、その借額を償還して契約の解除をすることが出来る。
1. 借主が下記振定期日までに契約の履行がなされない時は、前項による解除権を行使したものとみなし催告を要せずして契約を解除される。
1. 本物件の内外に於て、動物（ペット等）の飼育をした場合は即時契約を解除できるものとする。
1. 燃料料金等の支払を2カ月分以上滞りして滞納の時は催告なしで契約の解除をすることが出来る。
1. 借主又は入居者（同居者を含む）が暴力団ないし過激派関係者と判明した時は即時契約を解除できる。
1. 本契約を解約する場合、前カ月前に解約通知予告を甲に対し書面をもってしなければならぬ。

手 付 日	決 済 日	引 渡 日	日 割 家 賃
平成17年8月15日	平成17年8月15日	平成17年8月15日	日割

上記の通り重要事項の説明をうけ、重要事項説明書を受領しました。

平成17年8月31日

住 所 奈良市西村1-26 NPOマヨ/3023

氏 名 山村 幸穂

主 担 当 者	副 担 当 者

2025年度雇用状況報告書

会派・議員名 山村 幸穂

① 雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX																												
② 雇用形態	☐ 直接雇用 ☒ 派遣等																												
③ 雇用期間	2025年4月1日～2026年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料（賃金）	1800円 （ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）																												
⑥ 按分率の考え方	☒ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する（その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない） <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月（ 7日）</td> <td>18.0時間</td> <td>21.0時間</td> <td>3.0時間</td> </tr> <tr> <td>5月（ 9日）</td> <td>23.0</td> <td>26.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>6月（11日）</td> <td>24.0</td> <td>30.0</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>7月（ 7日）</td> <td>21.0</td> <td>29.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>8月（ 8日）</td> <td>25.0</td> <td>30.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>9月（11日）</td> <td>30.0</td> <td>36.0</td> <td>6.0</td> </tr> </tbody> </table> ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☐ 職務内容による場合（ ） → 按分率 /	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間（参考）	4月（ 7日）	18.0時間	21.0時間	3.0時間	5月（ 9日）	23.0	26.0	3.0	6月（11日）	24.0	30.0	6.0	7月（ 7日）	21.0	29.0	8.0	8月（ 8日）	25.0	30.0	5.0	9月（11日）	30.0	36.0	6.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間（参考）																										
4月（ 7日）	18.0時間	21.0時間	3.0時間																										
5月（ 9日）	23.0	26.0	3.0																										
6月（11日）	24.0	30.0	6.0																										
7月（ 7日）	21.0	29.0	8.0																										
8月（ 8日）	25.0	30.0	5.0																										
9月（11日）	30.0	36.0	6.0																										
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 出向に関する覚書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☒ 社会保険関係書類																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員が、現在1人のため「覚書」に従って政務活動費を充当するものとする																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2025年度雇用状況報告書

会派・議員名 山村 幸穂

① 雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX																												
② 雇用形態	☐ 直接雇用 ☒ 派遣等																												
③ 雇用期間	2025年4月1日～2026年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料（賃金）	1800円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	☒ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 <u>1 / 1</u> い、その分を政務活動費として充当する（その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない） <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月（ 9日）</td> <td>25.0時間</td> <td>30.0時間</td> <td>5.0時間</td> </tr> <tr> <td>11月（ 8日）</td> <td>18.0</td> <td>20.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>12月（ 9日）</td> <td>28.0</td> <td>35.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>1月（ 5日）</td> <td>18.0</td> <td>19.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>2月（ 9日）</td> <td>28.0</td> <td>32.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>3月（ 8日）</td> <td>21.5</td> <td>25.0</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 <u> / </u> ☐ 職務内容による場合（ ） → 按分率 <u> / </u>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間（参考）	10月（ 9日）	25.0時間	30.0時間	5.0時間	11月（ 8日）	18.0	20.0	2.0	12月（ 9日）	28.0	35.0	8.0	1月（ 5日）	18.0	19.0	1.0	2月（ 9日）	28.0	32.0	4.0	3月（ 8日）	21.5	25.0	3.5
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間（参考）																										
10月（ 9日）	25.0時間	30.0時間	5.0時間																										
11月（ 8日）	18.0	20.0	2.0																										
12月（ 9日）	28.0	35.0	8.0																										
1月（ 5日）	18.0	19.0	1.0																										
2月（ 9日）	28.0	32.0	4.0																										
3月（ 8日）	21.5	25.0	3.5																										
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 出向に関する覚書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☒ 社会保険関係書類																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員が、現在1人のため「覚書」に従って政務活動費を充当するものとする																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名

住所

（出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2025（令和7）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地）

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県会議員団

所在地 奈良市登大路町30 奈良県庁内（議会棟 日本共産党議員控室）

（身分）

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。月の政務調査活動に係る実費の負担額の上限額を3万円とする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附保等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する

（出向期間中の費用）

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(福利厚生)

第十一条 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況
 - ニ その他甲から求められた事項

(疑義の解決)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

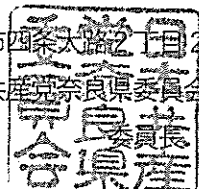
(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2026(令和8)年 2月17日

所在地 奈良市四條大路2丁目2番16号
甲 事業所名 日本共産党奈良県委員会
代表者 鎌野 祥二



所在地 奈良市登大路町3-6番地奈良県議会内
乙 事業所名 日本共産党奈良県議会議員団



山村 幸穂



政務活動補助業務賃金台帳(2025年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団(山村幸穂)】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日										
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	7	9	11	7	8	11	9	8	9	5	9			102
労働時間数	18.0	23.0	24.0	21.0	25.0	30.0	25.0	18.0	28.0	18.0	21.5			279.5
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
基本給	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000			
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
総支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
領収印														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

県会議員 山村 幸穂 様

¥2,160.-

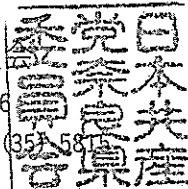
出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分（2025年4月分～
2026年3月分）として受領しました。

2026年4月6日

日本共産党奈良県委員

奈良市四条大路2丁目2-16

Tel 0742 (35) 5811 Fax 0742 (35) 5811



係印



出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分月別内訳

年月日	給与額（議員負担分）	労災保険事業者負担分（6/1000）
2025. 5. 9	2025年04月分 30000円	180円
2025. 6. 23	2025年05月分 30000円	180円
2025. 8. 28	2025年06月分 30000円	180円
2025. 9. 24	2025年07月分 30000円	180円
2025. 9. 24	2025年08月分 30000円	180円
2025. 10. 23	2025年09月分 30000円	180円
2025. 11. 25	2025年10月分 30000円	180円
2025. 12. 25	2025年11月分 30000円	180円
2026. 1. 25	2025年12月分 30000円	180円
2026. 2. 10	2026年01月分 30000円	180円
2026. 3. 9	2026年02月分 30000円	180円
2026. 4. 6	2026年03月分 30000円	180円
		2160円

